

お知らせ

11月の税の納期

- 固定資産税(第4期)
国民健康保険税(第5期)
介護保険料(第5期)
納期限は11月30日(木)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。(介護保険料はコンビニエンスストアでは納付できません。)

口座振替は、11月30日(木)に指定口座から振替をします。で、振替日前日までに残高をご確認ください。

納付方法や口座の変更を希望される場合は、11月20日(月)までにご連絡ください。(ゆうちよ銀行は次の期からの振替になります。)

◎問い合わせ先

総務課収納推進係

☎82-3111(内線142)
直通75-6206

犯罪被害者週間

毎年11月25日から12月1日まで1週間は、国の犯罪被害者等基本計画により「犯罪被害者週間」と定められています。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族は犯罪被害による直接的な被害だけではなく、被害後の精神的ショックや経済的負担などさまざまな困難に直面し、苦しんでいる状況にあります。皆さんの理解と共感と支えがとても大切です。

「犯罪被害者週間」は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的としています。

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係(隣保館)

☎82-6603

就学援助制度のご案内

町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方に、学用品などの援助を行っています。

令和6年度に新小学1年生または新中学1年生になる児童生徒の保護者で、就学援助費を希望される方は、申請を行うことで新入学用品費を入学前に受給することができます。入学前支給を希望される方は、下記までご連絡ください。

※就学援助制度の受給には一

定の要件があります。

申請締切 11月30日(木)

◎申請・問い合わせ先

教育文化課学校教育係

☎82-3111(内線253)
直通75-6209

女性のための相談会

町女性専門相談員が、女性の悩みや困りごとについて相談会を開設します。パートナーや職場での人間関係、仕事と家庭の両立、子育てなどの相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

日時 11月14日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 隣保館

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係(隣保館)

☎82-6603

人権相談所開設します

12月4日から10日までの1週間は、第75回人権週間です。

昭和23年、国連総会で「世界人権宣言」が採択されたのを記念し、採択日である12月10日を入権デーと定め、人権擁護活動を推進しています。

町では、人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。気軽にご相談ください。

日時 12月4日(月)

午前9時30分～正午

場所 役場第3会議室(3階)

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係(隣保館)

☎82-6603

福祉の職場相談会

福祉の職場を詳しく知りたい方や就職を考えている方のための相談会を開催します。

当日は、職場の仕事や資格の説明、また福祉事業者の方と直接面談もできます。

日時 11月13日(月)

午後1時30分～3時30分

場所 ホテルメトロポリタン長野

詳しくは長野労働局または長野県福祉人材センターのホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先
ハローワーク篠ノ井

☎026-293-8609

長野県福祉人材センター

☎026-226-7330

国税相談専用ダイヤルのご案内

国税に関する電話相談について、11月から全国共通の「国税相談専用ダイヤル」が導入されました。

国税庁ホームページの「税務相談チャットボット」や「よくある質問タックスアンサー」で解決しない質問がありましたらご利用ください。

国税相談専用ダイヤル

☎0570-00-5901

受付時間 平日午前8時30分～午後5時(12月29日～1月3日を除く)

◎問い合わせ先

上田税務署総務課

☎22-1234

県営住宅 11月補充募集

受付期間 11月7日(火)～13日(月)

受付場所

長野県住宅供給公社3階

(長野市南長野南町1003-1)

募集団地等

長野県住宅供給公社ホームページに掲載、または、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

長野県住宅供給公社県営住宅課
☎026-227-2322

秋の全国火災予防運動
11月9日(木)～15日(水)

全国統一防火標語

「火を消して
不安を消して
つなぐ未来」

■住宅防火いのちを守る10のポイント

- ◆4つの習慣
- 1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4. コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

◆6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■住宅用火災警報器は10年を目安に取り換えましょう!

古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感じしなくなる場合があります。設置した時に記入した「製造年月日」、または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

定期的に点検を実施しましょう。点検をしないと、正常に機能しない状態で放置されてしまつ可能性があります。

点検・交換の際は、けがなどに十分注意しましょう。

◎問い合わせ先

千曲坂城消防本部予防課
☎026-276-0119

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、業務または通勤に起因して負傷、疾病を被つた労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険(労災保険)と、労働者が失業した場合などに生活の安定を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。労働者をひとりでも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の成立手続が必要です。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

長野県産業労働部労働雇用課
☎026-235-7118

裁判員制度について

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

令和6年裁判員候補者名簿に登録された方(選挙権を有する18歳以上の方の中からくじで選ばれた方)には11月中旬ごろ、通知と調査票をお送りします。この通知は、令和6年2月ごろから約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝え、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

裁判員制度について詳しくは、<https://www.saiiban.courts.go.jp/>をご覧ください。



◎問い合わせ先

長野地方裁判所事務局総務課
☎026-403-2008

12/10 Sun **山極遥香**
ピアノ・リサイタル

町在住の山極遥香さんによるピアノ・リサイタルです。この機会にピアノ演奏をお楽しみください。

■日時 12月10日(日) 午後2時
(開場 午後1時30分)

■場所 サントミュージゼ 小ホール

■料金 一般 2,000円
高校生以下 1,000円

■チケット取り扱い
ヒオキ楽器上田店・サントミュージゼ・山極さん

◎問い合わせ先 山極さん
☎090-3222-9931

参加無料/ はつらつ健康講演会

日時 11月25日(土) 午後1時～3時30分(講演会開始 午後2時～)

会場 千曲市総合観光会館

講演 未来の健康をつくる! 肥満・糖尿病から学ぶ人生100年時代への準備

講師 佐久市立国保浅間総合病院地域医療部長 西森栄太先生

申込み 右記QRコードまたは電話【☎026-273-1111(内線2134)】からお申込みください。



◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線511) 直通75-6230